

議案第 69 号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

平成 30 年 3 月 26 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ
ービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）の
一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 46 条—第 50 条）」を「第 5 節
第 6 節

共生型障害福祉サービスに関する基準（第 45 条の 2—第 45 条の 4）」に、「第 5 節 基準該
基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 46 条—第 50 条）」

当障害福祉サービスに関する基準（第 97 条—第 99 条）」を「第 5 節 共生型障害福祉サービス
第 6 節 基準該当障害福祉サービ
に関する基準（第 96 条の 2—第 96 条の 5）」に、「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関す
スに関する基準（第 97 条—第 99 条）」

る基準（第 112 条・第 113 条）」を「第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第
第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第
111 条の 2—第 111 条の 4）」に、「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第
112 条・第 113 条）」

151 条—第 152 条）」を「第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 150 条の 2
第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 151 条—

―第150条の4) に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第161条―第152条）」

162条)」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第160条の2―第160条の第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第161条―第162条）」

「第13章
第1節
第2節
第3節
第4節
第14章
第1節
第2節
第3節
第4節
第15章

4) に、「第169条」を「第168条の2」に、「第13章 共同生活援助」を

就労定着支援

基本方針（第195条の2）

人員に関する基準（第195条の3・第195条の4）

設備に関する基準（第195条の5）

運営に関する基準（第195条の6―第195条の12）

自立生活援助

に、「第5節 外部サービス利用

基本方針（第195条の13）

人員に関する基準（第195条の14・第195条の15）

設備に関する基準（第195条の16）

運営に関する基準（第195条の17―第195条の20）

共同生活援助

「第5節 日
第1款
第2款
第3款
第4款
第6節 外

型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

この節の趣旨及び基本方針（第202条の2・第202条の3）

人員に関する基準（第202条の4・第202条の5）

設備に関する基準（第202条の6）

運営に関する基準（第202条の7―第202条の11）

部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

に、「第202条の2・第202条の3」を「第202条の12・第202条の13」に、「第

202条の4・第202条の5」を「第202条の14・第202条の15」に、「第202条の

6」を「第202条の16」に、「第202条の7―第202条の12」を「第202条の17―

第202条の22」に、「第14章」を「第16章」に改める。

第1条中「第36条第3項第1号」の次に「、第41条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条第6号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第3条第1項中「第13章」を「第15章」に改める。

第7条第1項中「第202条の2並びに第202条の10第2項及び第4項」を「第202条の12並びに第202条の20第2項及び第4項」に改める。

第50条中「前節」を「第4節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第45条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第15号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準等条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第45条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数

であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第45条の4 第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項、第8条並びに前節（第45条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第88条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第88条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第97条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第98条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅

介護事業所等については、適用しない。

第98条第1号中「指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する登録者を除く。第112条、第151条の2及び第161条の2において」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において）」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第112条、第151条の2及び第161条の2において」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第96条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第203条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第203条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定

する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。))を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第96条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)(又は指定地域密着型通所介護事業者(大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。))第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)(又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準等条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。))の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準等条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)(又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))

(以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第96条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第18号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第８３条第１項若しくは第１９２条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第４５条第１項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第１５０条の２に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第１６０条の２に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第５４条の２に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第７１条の２に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第１５０条の３及び第１６０条の３において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第１９２条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能

能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第98条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第150条の3及び第160条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号若しくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービ

ス基準等条例第45条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第96条の5 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第80条、第82条及び前節（第96条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第101条第1項第2号中「又は第202条の4第1項」を「、第202条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第202条の14第1項」に改め、同号ア中「又は第202条の2」を「、第202条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第202条の12」に、「」又は」を「以下この章において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第202条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。）又は」に、「第202条の4第1項」を「第202条の14第1項」に、「をいう。）をいう」を「をいう。以下この章において同じ。）をいう」に改め、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の次に「（第202条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の次に「（第202条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「の利用者の数及び」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第202条の4第1項に規定する」を「指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「第202条の2」の次に「に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第202条の12」を加える。

第110条第2号中「第197条第1項に規定する」及び「第202条の4第1項に規定する」を削る。

第112条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多

機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第111条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準等条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準等条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準等条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準等条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準等条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第111条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第2号ウ若しくは第196条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項若しくは第192条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第111条の4 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第53条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第90条、第93条から第95条まで、第100条及び前節（第110条及び第111条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第115条第4項中「専任かつ」を削る。

第121条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第122条の見出しを「(重度障害者等包括支援計画の作成)」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第143条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第150条中「第89条」を「第88条の2」に改める。

第151条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第150条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第150条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規

模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第150条の4 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第82条、第88条の2から第95条まで、第143条及び前節（第150条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第153条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第160条中「第89条」を「第88条の2」に改める。

第161条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第160条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第160条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介

護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第160条の4 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第82条、第88条の2から第95条まで、第148条、第149条、第153条及び前節（第160条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章第4節中第169条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第168条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第173条中「第87条」の次に「、第88条、第89条」を加え、「限る」と、「」を「限る。以下この項において同じ」と、「」に改める。

第203条第1項中「（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第197条第1項第2号ア中「この号」を「この章」に改める。

第200条第3項中「、利用者」を「、当該利用者」に改め、「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第202条の12中「第202条の12」を「第202条の22」に改め、第13章第5節第4款中同条を第202条の22とし、第202条の8から第202条の11までを10条ずつ繰り下げる。

第202条の7第1項中「第202条の9」を「第202条の19」に改め、同条を第202条の17とする。

第13章第5節第3款中第202条の6を第202条の16とし、同節第2款中第202条の5を第202条の15とし、第202条の4を第202条の14とし、同節第1款中第202条の3を第202条の13とする。

第202条の2中「前各節」を「第1節から第4節まで」に、「第202条の12」を「第202条の22」に、「第202条の4第1項」を「第202条の14第1項」に改め、同条を第202条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第202条の2 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第202条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第202条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、

常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

- (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第202条の5 第198条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（設備）

第202条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施

設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとし、この場合における1つの建物の入居定員の合計は、20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

（実施主体）

第202条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第100条に規定する指定短期入所（第101条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第202条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日

常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第202条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第202条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第202条の11 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第

第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第199条の2から第199条の6まで及び第200条の3から第201条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第199条の4第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第199条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第56条第1項」と、同項第2号中「第61条第1項」とあるのは「第202条の11において読み替えて準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の11において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第202条の11」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の11において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

(基本方針)

第195条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所で

の就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第195条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）

が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項の就労定着支援員及び第2項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第195条の4 第53条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第195条の5 指定就労定着支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第195条の6 サービス管理責任者は、第195条の12において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第195条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第195条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第195条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業

者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第195条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第195条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第21条第1項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 次条において準用する第31条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第41条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第61条第1項に規定する就労定着支援計画

(準用)

第195条の12 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第60条、第61条、第63条及び第69条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第195条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の12において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第195条の12において準用する第

2.3条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の12において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

(基本方針)

第195条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第195条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
 - (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第195条の15 第53条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第195条の16 第195条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第195条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設を経営する者又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第195条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第195条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第195条の20 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第60条、第61条、第63条、第69条、第195条の6、第195条の10及び第195条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第195条の20において準用する第195条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と

と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第61条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

附則第4項中「第202条の6」を「第202条の16」に改める。

附則第5項及び第6項中「第200条第3項」の次に「及び第202条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第7項中「まで」の次に「及び第202条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第202条の2」を「第202条の12」に改める。

附則第4項中「第202条の4」を「第202条の14」に改める。

附則第5項中「第202条の10第4項」を「第202条の20第4項」に改める。

議案第70号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年3月26日提出

大津市長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び保育所等訪問支援（同条第5項）」を「、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項）」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改め、「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第4章」と」を加える。

第56条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改め、「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第5章」と」を加える。

第64条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を、「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第6章」と」を加える。

第84条中「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第7章」と」を加える。

第87条中「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第8章」と」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年3月26日提出

大津市長 越 直 美

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、「第4条～第5条」を「第4条・第5条」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が行う国民健康保険の事務について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出しを「（国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「5人」を「3人」に改め、同条第4号中「3人」を「1人」に改める。

第3条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第4条を削り、第4条の2を第4条とする。

第6条第1項中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改める。

第9条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「後期高齢者支援金等賦課額（同項）」を「後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号）」に、「介護納付金賦課被保険者（同項）」を「介護納付金賦課被保険者（同項第3号）」に、「介護納付金賦課額（同項）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第9条の3中「保険料」の次に「の賦課額」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（滋賀県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。）、滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに滋賀県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（滋賀県の国民健康保険に関する特別会計

において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) 及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

第13条第1項第2号中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数から」を「数等を勘案して算定した数から」に改める。

第13条の5中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第13条の5の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、滋賀県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助

金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第13条の5の5第1項第2号中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数から」を「数等を勘案して算定した数から」に改める。

第13条の6各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第13条の9第1項第2号及び第3号中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第18条第1項中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第23条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、当該世帯主は、これを提示しなければ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号から第3号までの規定の改正規定及び同条第4号の改正規定は、平成32年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。